平成２７年（フ）第２３５号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字塔塚1023番地、住民票上の住所愛知県一宮市あずら３丁目６番26号
債務者　アズラ電工こと　濵口　正守
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２３６号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字塔塚1023番地、住民票上の住所愛知県一宮市あずら３丁目６番26号
債務者　濵口　政子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２４０号
愛知県一宮市大和町苅安賀字中西之杁68番地
債務者　三八屋花塚店こと　上山　秀和
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２５７号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅14棟205号
債務者　田中　達雄
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６６１号
兵庫県三木市大村200番地　大村病院内、従前の住所兵庫県三木市大塚１丁目４番５号
レオネクスト　ＦＯＲＥＶＥＲⅢ101号
債務者　勝岡　広美
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８０号
兵庫県芦屋市奥山１番地の27　301号
債務者　稲積　良美（旧姓江上）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目11番16号　山野井ハイツ203
債務者　池田美保子（旧姓刀称）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県丹波市柏原町石戸92番地、住民票上の住所兵庫県丹波市柏原町石戸41番地
債務者　今田　陽介
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第３５０８号
大阪府豊中市原田元町１丁目８番14―315号
債務者　竹内　輝
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８７号
大阪府枚方市交北１丁目20番14号
債務者　安野　晃資
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７７８号
大阪府吹田市山田東４丁目17番29号　(101)
債務者　江口奈士実（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７号
北九州市門司区寺内３丁目１番６号（101）
債務者　山上　初美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６８８号
東京都八王子市長沼町202番地１第１ピオスハイツＫＡＮＢＥ302号
債務者　川原　房子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５６７号
横浜市瀬谷区相沢７丁目８番地５　コーポ山口203
債務者　新村　直美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第７４８号
千葉市花見川区こてはし台１丁目１番11号
破産者　有限会社立建商事
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７４９号
千葉市花見川区こてはし台５丁目19番３号
破産者　大坊　忠治
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係